

**議事日程 令和2年5月15日 午前9時00分開会**

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて(木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて(木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて(木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 議案第27号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第28号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第29号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第30号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第1号)について

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**出席議員(7名)**

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 英二夫 君
6番	三輪 一雅 君	8番	中川 和子 君
9番	伊藤 好博 君		

**欠席議員(1名)** 7番 伊藤 律雄 君

**議場出席説明者**

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山北 哲 君	総務政策課長	小島 裕 紹 君
危機管理課長	伊藤 雅人 君	建設 課 長	内山 幸 治 君

住 民 課 長 伊 藤 正 典 君 福 祉 健 康 課 長 松 本 大 君  
税 務 課 長 藤 井 光 利 君

#### 事務局出席職員

事務局長 平 松 孝 浩 議会事務局 渡 辺 千 智

開会 午前 9時00分

#### ○副議長（服部英二夫君）

皆様、おはようございます。

本日は、伊藤律雄議長においては病気療養で欠席でございます。議長欠席により副議長の私が、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

令和2年第2回木曾岬町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、加藤町長をはじめ、執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

本臨時会に提出されております議案につきまして、議員の皆様方におかれましては、十分なご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は7名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和2年第2回木曾岬町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

##### ○副議長（服部英二夫君）

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

今期、臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長より指名します。

6番議席 三輪 一雅 君、8番議席 中川 和子 君のご両名を指名します。

#### 日程第2 会期の決定について

##### ○副議長（服部英二夫君）

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

去る、5月11日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の議会運営についてご審議をいただいておりますので、三輪一雅委員長より委員会の審議経過報告をお願いします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○副議長（服部英二夫君） 6番議席、三輪一雅委員長。

○6番（三輪一雅君）

皆様、あらためましておはようございます。

議会運営委員会のご報告をいたします。

去る、5月11日午後1時30分より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法及び議会運営委員会規程等に基づき、議長は病気療養により欠席でございましたが、副議長に出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和2年第2回木曾岬町議会臨時会における日程及び付議事件案等について協議をいたしましたので、その審議経過と結果をご報告申し上げます。

委員会では、まず加藤町長より臨時会開催に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて審議に入りました。説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本臨時会に提案されます議案は、執行部提案といたしまして、専決処分事項の承認案件が3件、条例の一部改正が1件、令和2年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算3件で合わせて7件でございます。

十分内容を審議した結果、議会に付す案件であることを本委員会は認識し、本臨時会で審議する議案として承認をいたしました。

次に、会期日程についての審議では、特に新型コロナウイルス対策に係る条例の一部改正や補正予算であり、早急な議決が必要なことから、「会期」は、本日1日限りと決定いたしました。

また、本臨時会の議事日程につきましては、議件名を省略させていただきますが、承認第1号から承認第3号を一括上程していただき、町長の提案理由説明及び担当課長の詳細説明の後に、議案質疑、討論、採決を行っていただきます。

次に、議案第27号から議案第30号を一括上程していただき、町長の提案理由説明及び担当課長の詳細説明の後、議案質疑、討論、採決を行っていただきます。

議案採決をもちまして、議事審議を終了し、閉会宣告により令和2年第2回臨時会は閉会となります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議会運営に当りまして、皆様のご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月15日 議会運営委員会 委員長 三輪 一雅

**○副議長（服部英二夫君）**

ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日のご審議ご苦労さまでした。

ここで、皆様にお諮りします。

ただ今、議会運営委員長より、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとする旨の報告がございました。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

それでは、「学校再開にあたって」 中川 和子君から緊急質問の申出があります。

中川 和子君の「学校再開にあたって」の緊急質問の件を議題として、採決します。

この採決は、起立によって行います。

中川 和子君の「学校再開にあたって」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は、ご起立をお願いします。

（賛成者 起立）

起立少数です。

従って、中川 和子君の「学校再開にあたって」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは否決されました。

引き続き議事を進めます。

**日程第 3 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について）**

**日程第 4 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）**

**日程第 5 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）**

**○副議長（服部英二夫君）**

それでは、これより議事に入ります。

日程第 3 承認第 1 号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」から日程第 5 承認第 3 号「専決処分事項の承

認を求めることについて（木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）」の3議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

**○副議長（服部英二夫君）**

会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

**○町長（加藤 隆君）** 議長。

**○副議長（服部英二夫君）** 加藤町長。

**○町長（加藤 隆君）**

改めてみなさん、おはようございます。

本日令和2年第2回の木曾岬町議会臨時会を招集させていただきましたところ議員各位には早朝からご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の臨時会にあたりましては、ご案内のように今般の新型コロナウイルス感染防止対策として国民の皆さんに、そしてまた町民の皆さんに、そして企業、そして中小の商工業者の皆様方に多大なご負担やご協力を願って参りました。政府は、もちろん国もそうですが県も当町もコロナ対策に向けての対策、また、国民の皆さんの生活困窮やあるいは企業、商工業者の経営の悪化を鑑みてしっかりと支えていく必要があると考えておりますことから、国、県、当町としても様々な対策、支援策を講じていく必要があるというようなことから、それにかかる必要な条例改正、そしてまた補正予算等につきまして臨時会において皆さん方にご審議いただいて、ご承認賜って一日も早く実行していきたいと。そんなことから本日の臨時会をお願いさせていただいた次第でございます。

早速でございますが、ただ今、上程いただきました議案につきまして私の方からその提案理由の説明をさせていただきます。

まず、日程3 承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」でございますが、令和2年度の税制改正において、地方税法、同施行令および同施行規則等の一部改正が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることにより、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

その主な改正内容は、個人住民税につきましては、ひとり親家庭のこどもに対する税制上の措置を講じる趣旨の改正を。

また、固定資産税につきましては、所有者が不明な土地等に係る課税上の課題への対応策を踏まえた趣旨の改正を行ったこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策の関連と致しまして、納税が困難である事業者等に対して、町税の徴収猶予に関する規定を追加するなどの見直しを行ったものでございます。

次に、日程4 承認第2号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」でございますが、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

木曾岬町自主運行バスの「源緑見入線」につきましては、木曾岬温泉の廃業などに伴い、地域公共交通会議において、運行の始終点を「木曾岬温泉」から「上松永」へ変更する旨の合意がなされ、その後、中部運輸局三重運輸支局からの許可を得ることができたことから、本条例の改正を行うものでございます。

次に、日程5 承認第3号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）」でございますが、

木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

最近の社会経済情勢に鑑み、消防団員の処遇の改善を図る観点から、補償基礎額の引上げを行うため、令和2年3月27日に「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が公布され、同年4月1日から施行されることにより、「木曾岬町消防団員等公務災害補償条例」について、国に準じた内容となるよう所要の改正を行うものでございます。

以上、上程を賜りました3件の承認についての提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、十分なご審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げます。

**○副議長（服部英二夫君）**

加藤町長の提案理由説明が終わりました。

引き続き、事務当局の「詳細説明」を求めます。

**○税務課長（藤井光利君）** 議長。

**○副議長（服部英二夫君）** 藤井税務課長。

**○税務課長（藤井光利君）**

それでは、日程 3 承認第 1 号専決処分事項の承認を求めることについて説明をさせていただきますので、本日お手元に配布させていただきました本議案の説明資料と、議案書のうち新旧対照表をあわせてご覧いただきたくと思いますのでよろしくお願いたします。まず、第 36 条の 3 の 2 ですが、本規定につきましては個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定で、今回の改正は法律の改正に合わせて改正するものでありまして、給与所得者が「単身児童扶養者」に該当する場合において、その旨の申告を不要とする措置を講じる改正であります。

続きまして、第 36 条の 3 の 3 ですが、本規定は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定でありまして、今回の改正は公的年金受給者が「単身児童扶養者」に該当する場合において、その旨の申告を不要とする措置を講じる改正であります。

続きまして、新旧対照表の 2 ページをご覧ください。第 48 条ですが、本件規定は法人の町民税の申告納付に関する規定であります。今回の改正は、法律改正に合わせた規定のズレに伴う措置を行う改正であります。

続きまして、第 54 条ですが、本規定は固定資産税の納税義務者等に関する規定で今回の改正は、法律に合わせて新設する第 5 項などの規定の整備を行う改正であります。

続きまして、新旧対照表につきましては 6 ページをご覧ください。第 61 条ですが、本規定は固定資産税の課税標準に関する規定で、今回の改正は、法律改正に合わせた規定のズレに伴う措置を行う改正であります。

続きまして、新旧対照表 7 ページです。第 61 条の 2 ですが本規定は法第 349 条の 3 第 27 項等の条例で定める割合に関する規定で、今回の改正は、法律改正に合わせた規定のズレに伴う措置を行う改正であります。

続きまして、第 74 条の 3 ですが、本規定は現所有者の申告に関する規定で、今回の改正は、法規定の新設に合わせて追加するものであります。登記または課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が、死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定であります。

次に、新旧対照表 8 ページをご覧ください。第 75 条ですが、本規定は固定資産に係る不申告に関する過料に関する規定で、今回の改正は法律改正に合わせた字句の改正であります。

次に、新旧対照表 8 ページ、第 96 条ですが、本規定はたばこ税の課税免除に関する規定で、今回の改正は、課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化の措置を行う改正であります。

続きまして、新旧対照表 9 ページをご覧ください。第 98 条ですが、本規定はたばこ税の申告納付の手續に関する規定で、今回の改正は、法律改正に合わせた規定のズレに伴う措置を行う改正であります。

続きまして、第131条ですが、本規定は特別土地保有税の納税義務者等に関する規定で、今回の改正は、法律改正に合わせた規定のズレに伴う措置を行う改正であります。

続きまして、新旧対照表10ページです。附則第6条ですが本規定は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定で、今回の改正は、改元対応を行う改正であります。

続きまして、附則第7条の3の2ですが、本規定は個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、今回の改正は、改元対応を行う改正です。

続きまして、新旧対照表11ページです。附則第8条ですが、本規定は肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、今回の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する措置を行う改正であります。

続きまして、附則第10条ですが、本規定は読替規定に関する規定で、今回の改正は、法律改正に合わせた字句の訂正です。

続きまして、新旧対照表12ページをご覧ください。附則第10条の2ですが、本規定は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、今回の改正は、法律改正に合わせた規定のズレに伴う措置を行う改正であります。

続きまして、新旧対照表については14ページから18ページの間ですが、附則第11条から飛びまして、附則第13条については、今回の改正については、字句の訂正と改元対応を行う改正でありますので一括して説明させていただきます。

続きまして、19ページをご覧ください。附則第15条の2ですが本件規定は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で今回の改正は字句の訂正と改元対応を行う改正であります。

続きまして、新旧対照表20ページをご覧ください。附則第17条の2ですが、本規定は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、今回の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年延長する措置を行う改正であります。

続きまして、新旧対照表は21ページになります。附則第23条ですが本件規定は、個人の町民税の税率の特例等に関する規定で、今回の改正は、改元対応を行う改正です。

続きまして、新旧対照表は22ページ。第2条による改正ですが、そのうち附則第10条ですが本件規定は読替規定に関する規定で、今回の改正は新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の課税標準の特例の規定を新設した法律改正に合わせた改正であります。

続きまして、附則第10条の2ですが、本規定は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、今回の改正は、法律改正に合わせた第26項を追加する改正です。



続きまして、附則第15条の3ですが、本件規定は軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、今回の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6カ月延長する措置を行う改正です。

続きまして、附則第24条ですが、本件規定は新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続に関する規定でありまして、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続に関して、地方税法附則第59条第3項において準用する地方税法第15条の2の規定において、条例に定めることを委任している事項に係る改正であります。

続きまして、新旧対照表24ページをご覧ください。第3条による改正のうち附則第10条ですが、今回の改正は、改正規定の施行日令和3年1月1日によるものであります。法附則第61条を法附則第63条へ、法附則第62条を法附則第64条へ改正するものであります。

続きまして、附則第10条の2ですが、本件規定の改正につきましては、改正規定の施行日令和3年1月1日によるもので、法附則第62条を法附則第64条へ改正するものであります。

続きまして、附則第25条ですが、本件規定は新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する規定で、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベントを中止した場合の主催者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る改正です。

続きまして、新旧対照表25ページをご覧ください。附則第26条ですが、本件規定は新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、今回の改正は地方税法附則第61条第2項の追加に伴う改正であります。

続きまして、26ページをご覧ください。第4条の改正ですが、今回の改正は、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置を講じる改正であります。

続きまして、第5条から附則第7条の改正については同様の内容ですので一括で説明させていただきます。今回の改正は、改元対応を行う改正であります。

続きまして、改正本文に戻っていただきまして、改正本文の11分の8ページをご覧ください。改正本文の8ページですが、その真ん中のところに附則ということで、本件改正条例の施行日については第1条で令和2年4月1日としておりますが、本条の各号の区分にて、第2条の改正規定につきましては公布の日、第3条の規定につきましては令和3年1月1日としております。

以上で承認第1号専決処分事項の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤雅人君）

それでは承認第2号専決処分事項の承認を求めることについて、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

令和2年3月31日急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。下段の提案理由でございます。木曾岬町地域公共交通会議で合意のありました木曾岬町自主運行バスの運行経路を変更するには、町条例で定める必要があります。この運行経路を令和2年4月1日から変更するにあたり、木曾岬町自主運行バスの運行管理及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるところでございます。

次のページでございます。専決処分書でございます。木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正することについて、令和2年3月31日に専決処分をいたしているものでございます。

次ページでございます。改正の概略でございます。自主運行バスの「源緑見入線」でございますが、木曾岬温泉の廃業などに伴い運行の始終点を「木曾岬温泉」から「上松永」へ変更する必要が生じました。このことから地域公共交通会議に諮り4月1日から運行の始終点を変更する旨の合意がなされ、また中部三重運輸支局の許可がありましたことから運行の起点を定める本条例を改正するものでございます。具体的な内容でございます。めくっていただき、新旧対照表でございます。別表第1（第2条関係）におきまして、「源緑見入線」の起点を「木曾岬温泉」から「上松永」への改正を行うものとなっております。ページ戻っていただきまして、最下段の条例改正条文の附則でございますが、施行日につきましては、令和2年4月1日から施行するものとさせていただいているものでございます。

以上、日程第4 承認第2号専決処分事項の承認を求めるところの説明とさせていただきます。

続きまして、日程第5 承認第3号専決処分事項の承認を求めるところについて（木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）でございます。

令和2年4月1日急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところござ

います。下段の提案理由でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について専決処分を行いましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、専決処分書でございます。木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、令和2年4月1日に専決処分をいたしているものでございます。続く次のページからですが、改正の概要を説明させていただきます。消防団員等の公務災害補償の額は、国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の基準に従い、各市町村が条例で定めておりますが、その基準政令が最近における社会情勢に鑑み、消防団員の処遇の改善を図る観点から補償基礎額の引き上げを行うため改正されました。この改正を受けて本町の条例についても政令と同様に改めようとするものでございます。

具体的な改正の内容でございますが、ページめくっていただきまして、新旧対象表をご覧ください。

まず、1ページ目です。補償基礎額の引き上げに伴う改正や政令にあわせた所要の改正を行っており、第5条第2項(1)号では、基準となる政令の改正に合わせ、「日に」を、「日(以下「事故発生日」という。)に」。同項(2)号では、補償基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」に改め、おめくりいただき、2ページでございますが、同条第3項中、「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を、「事故発生日」に改め。続く3ページから5ページにかかりますが、附則第3条の4第5項(2)号及び第6項ならびに第4条第7項(2)号及び第8項中、「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め。6ページの別表になりますが、基準額の引き上げに伴い、階級・勤務年数に応じた保障基礎額をそれぞれ改正し、また同表備考では、第5条第3項と同様の改正を行うものでございます。

戻っていただき、改正本文の附則でございます。第1項の施行日につきましては、関係政令の施行日と同日からの施行とするものとしており、また経過措置についても、第2項に規定をしているところでございます。

以上、日程第5 承認第3号専決処分事項の承認を求めることについての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

### ○副議長（服部英二夫君）

事務当局の詳細説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は個別に行います。まず、承認第1号について、ご質疑があります方はご発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○副議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君）

第54条の固定資産税の納税義務者とのところの第5項ですね、説明資料でいただいた。調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができるという、規程になったわけですが、今回こういう規定に変わったことで、税務の関係で現場の職員の方の負担軽減に本当につながっていくのか、またこのことによって、乱用の恐れが出てこないかというところを危惧するわけですが、いかがでしょうか。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君）

第54条第5項の質問をいただきました。これにつきましては、我々としては町税を賦課をする、どうしても賦課をしていきたい、という形の中で、例えば、所有者が亡くなっている、僕らは固定資産税をかけるとき、土地に関して賦課をするときは、登記名義人に対して納税義務者として賦課をさせていただくわけですが、死亡者に関してはじゃあどうするのか、というようなことの中でですね、相続人を調査をしながら賦課に結び付けていく、だから町で賦課はできないというのが一番だめなことです。で、調査をして、相続人に対して納税義務者が亡くなったので、手続きをして、それが一番、登記が変わっていくのが一番いいんでしょうけれども、我々は1月1日現在固定資産税をかけていますので、その時点の所有者が既に亡くなっていることが判明した場合は、相続人を調査の上、相続人に対して、納税義務者となるようにですね促していく。で、この規程についてはですね、どうしても調査が、相続関係人の中で相続がつかなかった場合については、その課税物件である土地を現に所有している者という形で、法的な根拠をつけて、そういう調査をしてもなかなか分からないものについては、現に所有している者に対して課税をするという法的根拠を国の方が、法律を明記したということでご理解いただきたいと思います。

それで、負担がということなんですけれども、僕らの仕事は可能な限り賦課をしていく、賦課漏れが無いように、というのが我々の仕事ですので、そのへんは職員ともども協力しながら、賦課漏れが無いように、賦課ができないものが無いようにということで、日々努

力しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

**○副議長（服部英二夫君）**

他にご質疑はございませんか。

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認め、質疑を終結します。

**○副議長（服部英二夫君）**

次に、承認第2号について、ご質疑があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

ご質疑ございませんか。

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認め、質疑を終結します。

**○副議長（服部英二夫君）**

次に、承認第3号について、ご質疑があります方は、ご発言ください。

**○8番（中川和子君）** 議長、8番。

**○副議長（服部英二夫君）** 8番議席、中川和子君。

**○8番（中川和子君）**

今回は町の消防団員等の処遇改善ということで、改正がなされたわけですが、6分の3

ページの100分の5というものが、事故発生日における法定利率に今回改正されたわけですが、この法定利率が100分の5という解釈でよろしいでしょうか。それから、6分の6ページのところの、補償基礎額表のところ、国からの改正なのでいたしかたないかとは思いますが、勤務年数が上がるに従って、処遇改善の幅が少なくなっているなどと思うので、これは何か理由があるのでしょうか。

**○危機管理課長（伊藤雅人君）** 議長。

**○副議長（服部英二夫君）** 伊藤危機管理課長。

**○危機管理課長（伊藤雅人君）**

1つ目の質問の100分の5というところでございますが、これはですね、民法の改正に伴って事故発生日における法定利率というふうで、民法の改正に合わせた法定利率とするということで、改正を行っているものでございます。

また勤務年数に応じて増減の幅が少ないところでございますが、このへんの理由については国の方からの資料の提出はございませんので、こちらとしては詳細については把握しておりません。

以上です。

**○副議長（服部英二夫君）**

他にご質疑はございませんか。

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

ご質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認め、質疑を終結します。

これより「討論」に入ります。

討論は、一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認め、一括討論とします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔暫くして〕

**○副議長（服部英二夫君）**

他に討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（服部英二夫君）**

「討論者なし」と認め、討論を終結します。

これより、上程しております議案の採決に入ります。

それでは、日程第3 承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

**○副議長（服部英二夫君）**

起立全員です。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、承認第2号を採決します。

日程第4 承認第2号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

**○副議長（服部英二夫君）**

ありがとうございます。

起立全員です。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、承認第3号を採決します。

日程第5 承認第3号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）」を、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

**○副議長（服部英二夫君）**

起立全員です。

ありがとうございます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩時間は15分で、10時より始めます。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時00分

**○副議長（服部英二夫君）**

休憩を解き本会議にもどします。

**日程第6 議案第27号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第7 議案第28号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について**

**日程第8 議案第29号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について**

**日程第9 議案第30号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について**

次に、日程第6 議案第27号「木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第9 議案第30号「令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について」の4議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

**○副議長（服部英二夫君）**

会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

**○町長（加藤 隆君）** 議長。

**○副議長（服部英二夫君）** 加藤町長。

**○町長（加藤 隆君）**

それではただ今上程賜りました、日程第6 議案第27号から、日程第9 議案第30号までの4議案につきまして、その提案理由説明を申し上げます。

まず、日程6 議案第27号「木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした、被用者に対して、傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に日程7 議案第28号「令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1



号)について」でございますが、この度の補正予算は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される、各事業に要する経費を計上しているもので、既決予算額に歳入歳出それぞれ6億6,900万円を追加し、予算の総額を39億2,400万円とするものでございます。主な補正内容を申し上げますと、歳入では、子育て世帯への臨時特別給付金事業に対する国庫負担金及び特定定額給付金事業に対する国庫補助金を計上している他、水道事業会計において、基本料金を6カ月間無償化することに伴う減収分を補てんするための費用を財政調整基金から繰入しようとするものでございます。次に、歳出では歳入でもご説明させていただきましたとおり、子育て世代への臨時特別給付金事業及び特別定額給付金事業それぞれに要する経費を計上している他、水道事業会計における減収分を補填するための費用を計上しているものでございます。

次に日程第8 議案第29号「令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」でございますが、この度の補正は既決予算額から歳入歳出それぞれ100万円を増額し、予算総額を8億2,600万円とするものでございます。補正の主な内容を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して、傷病手当金を支給しようとするもので、歳入では傷病手当金の支給に対する国の財政支援として特別交付金を増額し、歳出では、保険給付費としての傷病手当金を計上するものでございます。

次に日程第9 議案第30号「令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第1号)について」でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている住民、企業等に対する支援策として全ての水道利用者を対象に、木曾岬町給水条例第35条に基づき、水道料金基本料金を7月請求分から6カ月間無料とすることとし、それに伴う給水収益の減額補正及び一般会計からの補助金の補正、ならびに基本料金を免除するための料金システムの改修費の増額補正を行うものでございます。

以上、上程を賜りました4議案の提案理由説明とさせていただきます。なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、十分にご審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げます。

ただいまの提案理由説明の中で、日程第8 議案第29号のところなんですが、私が、補正予算(第1号)について、でございますが、ここからですが、この度の補正は既決予算額から歳入歳出それぞれをとということでしたが、この「から」を既決予算額にと、「に」としていただきたいと思えます。歳入歳出をそれぞれ100万円を増額ということにしたいと思えます。よろしく願いいたします。

#### ○副議長(服部英二夫君)

加藤町長の提案理由説明が終わりました。

引き続き、事務当局の「詳細説明」を求めます。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君）

それでは日程第6 議案第27号について説明をいたします。木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、本条例を改正するものであります。木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

先日の議会全員協議会において、説明させていただきました、国民健康保険の傷病手当金の給付に関する改正の他、本則中の参照条例を一部修正させていただくものでございます。

2枚めくっていただいて、新旧対照表にて説明をさせていただきます。新旧対照表、左が現行、右が改正案でございます。

第14条は一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定についての条文でございます。1枚めくっていただき、上から9行めの下線部、また、最下段第23条の保険料の減額第4項の下から4行めの下線部について、それぞれ参照する条項を修正させていただくものでございます。傷病手当金の給付に係るものにつきましては、次ページにわたり附則で規程をしております。

附則の第6条では、対象、金額、期間を定めております。第1項では支給対象についてでございます。給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり療養のために労務に服することができないとき、起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するというものとなっております。

第2項では、支給金額についてでございます。直近の継続した3カ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とする。他支給条件を定めるものでございます。

めくっていただきまして、第3項では支給期間についてでございます。支給期間は支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとするものでございます。

第7条、第8条につきましては、雇用者から支払われる給与と第6条で算出した傷病手

当金の金額について、調整して支給するという事で定めるものでございます。

改正本文に戻っていただきまして、裏面の附則でございます。この条例につきましては、公布の日から施行して改正後の附則第6条から附則第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用することと、規程をしております。

以上が日程第6 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

**○総務政策課長（小島裕紹君）** 議長。

**○副議長（服部英二夫君）** 小島総務政策課長。

**○総務政策課長（小島裕紹君）**

それでは日程第7 議案第28号についてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第28号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）でございます。令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる、というものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ、6億6,900万円を追加いたしまして、予算の総額を39億2,400万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を「第1表 歳入歳出予算補正」に定めることを規定するものでございます。

ページめくっていただきまして、2ページ3ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算補正でございますが、この補正予算の区分ごとの金額につきましては、先ず、歳入では、14款国庫支出金、18款繰入金の2つの款とこれらに付随する3つの項において、また、歳出では、3款民生費から11款予備費までの、3つの款と付随する5つの項におきまして、それぞれ所要の補正をお願いするもので、その総額は既決予算額に6億6,900万円を追加いたしまして、補正後の予算額を39億2,400万円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。4ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の説明は割愛をさせていただきます、5ページから各所管課長よりご説明をさせていただきます。

**○福祉健康課長（松本 大君）**

それでは歳入の説明をさせていただきます。5ページ6ページをお願いいたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫補助金では、1,050万円を追加するものでございます。子育て世帯への臨時特別給付金としまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの1つとして、児童手当の受給者に支給するため、追加補正をさせていただくものでございます。補助率は10分の10でございます。

2項国庫補助金1目民生費国庫補助金では、6億4,000万円を追加するものでございます。特別定額給付金としまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環で1人当たり10万円の給付をするため、追加補正させていただくものでございます。補助率は10分の10でございます。

以上です。

### ○総務政策課長（小島裕紹君）

18款繰入金2項基金繰入金2目財政調整基金繰入金では、1,850万円を増額いたしまして、8億850万円とするものでございます。本予算で不足いたします財源を当基金の取り崩しに求めるものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして歳出でございますが、7ページ8ページの総括を割愛させていただきまして、9ページから各課長より説明をさせていただきます。

### ○福祉健康課長（松本 大君）

それでは歳出の説明をさせていただきます。9ページ10ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費11目特別定額給付費では、6億4,030万円を追加するものでございます。3節職員手当等の時間外手当では職員2人分、10節の需用費では、給付金事務に必要な消耗品と案内チラシの印刷製本費など、11節の役務費では申請書等の郵送料、12節の委託料は電算委託料としましてシステム委託料と、業務委託料としまして派遣業務の委託料などです。13節の使用料及び賃借料はコピー機のリース料とコピーの使用料、18節の負担金、補助及び交付金は、給付金対象見込み数6,260人に1人10万円給付するための経費を追加補正させていただくものでございます。

2項児童福祉費2目児童措置費では、1,050万円を追加するものでございます。3節職員手当等時間外手当は職員1人分、10節需用費は給付金事務に必要な消耗品と案内チラシの印刷製本費、11節の役務費は届出等の郵送料、12節の委託料は、電算委託料の給付金の対応業務委託料と業務委託料は派遣事務の委託料でございます。13節の使用料及び賃借料はカラーコピー機などの使用料でございます。次のページにいきまして、19節の扶助費は給付金対象児童の見込み者750人を見込み、1人1万円を給付するための経費を追加補正させていただくものでございます。

次に4款衛生費1項保健衛生費3目予防費では、40万円を追加補正するものでございます。10節の需用費はマスクの配布に必要な消耗品、11節の役務費はマスクを全戸配布するための郵送料を追加補正させていただくものでございます。

以上です。

#### ○建設課長（内山幸治君）

4項上水道費1目上水道事業費、1,825万円を追加するものでございます。これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水道基本料金6カ月間無償化に伴う水道事業会計の財源不足分を補填するものでございます。

以上です。

#### ○総務政策課長（小島裕紹君）

ページをおめくりいただきまして、11款予備費1項予備費1目予備費では、45万円を減額いたしまして、286万円とするものでございます。諸事情の定める予備費でこの補正予算の歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

続く15ページから17ページには時間外勤務手当の補正を行っておりますことから、給与費明細書を添付しておりますので後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

#### ○住民課長（伊藤正典君）

18ページをご覧ください。日程第8 議案第29号令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の補正について規程しており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,600万円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものということでございます。

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入では5款の県支出金の1つの款と付随する1つの項において、また歳出では、2款保険給付費を1つの

款と付随する1つの項において、それぞれ100万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ8億2,600万円とするものでございます。

歳入歳出の予算事項別明細書でございますが、21ページ歳入総括は割愛して、22、23ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。5款県支出金1項1目保険給付費等交付金では100万円を追加し、5億7,311万4,000円とするものでございます。歳出における新型コロナウイルスに関連した傷病手当金の支給に対して、全額を特別調整交付金として受け入れるものでございます。

次に歳出でございます。24、25ページの総括は割愛させていただきまして、26、27の事項別明細書で説明をさせていただきます。

2款保険給付費6項1目の傷病手当金では、100万円を計上するものでございます。新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給するため暫定額を計上させていただくものでございます。

以上が、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。よろしく願いいたします。

**○建設課長（内山幸治君）** 議長。

**○副議長（服部英二夫君）** 内山建設課長。

**○建設課長（内山幸治君）**

それでは引き続きまして、日程第9 議案第30号令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

第1条令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条では収益的収支の補正予算を示しており、第1款水道事業収益では、第1項営業収益において、1,795万3,000円を減額し、第2項営業外収益において、1,825万円を増額し、総額を4億3,038万7,000円とし、第3款水道事業費用では、第1項営業費用において、29万7,000円を増額し、総額を4億5,370万5,000円とするものでございます。

第3条では一般会計から1,825万円の補助を受ける旨を記載しております。

続きましてページおめくりいただきまして、3ページ今回の補正予算にかかる実施計画書となっております。詳細につきましては8ページの明細書の方でご説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

収入でございますが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益で、1,795万3,000円を減額し、1億4,461万3,000円とするものでございます。この補正予

定額は全ての水道利用者、今回2,473件を想定しておりますが、この水道基本料金6カ月分となっております。

2項2目他会計補助金におきましては、この水道基本料金の無償化に伴う減収分等の財源不足を補填するため一般会計から1,825万円の補助を受けるものでございます。

次に支出でございますが、3款水道事業費用1項営業費用4目総係費では、水道基本料金を無料とするために必要な料金システム改修費用として29万7,000円を計上しております。

それでは戻って、4ページをご覧ください。令和2年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。当該年度における現金の増減を表したものでございます。詳細におきましてはまた後ほどお目通しいただくとしまして、このページ下から3行め資金の増減額を示しており、令和2年度末に資金が2,853万6,800円減少し、最下段になりますが、資金期末残高9億1,208万7,490円になることをお示ししております。

続きまして5ページをご覧ください。令和2年度の事業は補正予算後どおりに執行された場合の予定損益計算書を示しております。末尾3行目の当年度純利益では2,475万818円の損失が発生することをお示ししており、前年度からの繰越損失を含め、当年度未処分利益剰余金は、2,795万8,543円の損失になることをお示ししております。

次にページをおめくりいただきまして、6ページ7ページをお願いします。

令和2年度末における予定貸借対照表となります。詳細についてはここも割愛させていただきますが、7ページ6剰余金(2)利益剰余金ハ当年度未処分利益剰余金と、さきほど5ページで説明いたしました損益計算書の末尾の当年度未処分利益剰余金と一致していることをご確認ください。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第1号)の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○副議長(服部英二夫君)

事務当局の詳細説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は個別に行います。まず、議案第27号について、ご質疑があります方はご発言ください。

#### ○8番(中川和子君) 議長、8番。

#### ○副議長(服部英二夫君) 8番議席、中川和子君。

#### ○8番(中川和子君)

附則の第8条の2項ですが、「前項の規定によりこの町が支給した金額は、当該被保険

者を使用する事業所の事業主から徴収する」とありますが、これは国庫から全額出るとい  
うことで、この流れを教えてくださいたいのですが。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君）

国庫から全額は出るんですけど、事業者から本来支払われるものについては、国の補助  
金の対象にはならないということになりますので、この部分については国保の方で被用者  
の方にはお支払いすると、だけど、その分については事業者の方から徴収をするというこ  
とになっております。

以上です。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○副議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君）

徴収のしかたと、あと、この条文には申請事項は無いんですけど、申請事項が無いの  
は何故かということと、新聞報道などによりますと、遑って申請することができるとあっ  
たんですが、それはこの適用期間が今年の1月からになっているので、そのところでみ  
ればいいという考えでよろしいでしょうか。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君）

今回の条例につきまは、国から示された条例でさせていただいておりますので、申請  
事項につきましては、別途、中で決めさせていただくということになってございます。申  
請書につきましては、ある程度、既に用意をさせていただきますので、順次お示しでき  
るかな、ということで考えております。

あと、遑りということでしたが、これは令和2年1月1日から適用されますので、遑り  
というか1月1日からの分につきましては、給付できるということになってございます。



以上です。

**○副議長（服部英二夫君）**

他にご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

**○副議長（服部英二夫君）**

ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認め、質疑を終結します。

**○副議長（服部英二夫君）**

次に、議案第28号について、ご質疑があります方は、ご発言ください。

**○8番（中川和子君）** 議長、8番。

**○副議長（服部英二夫君）** 8番議席、中川和子君。

**○8番（中川和子君）**

6ページの歳入の方で言うと、財政調整基金繰入から、歳出の方で言いますと、上水道費、水道事業会計への補助金が挙がっているわけですが、この前、全協で説明いただいたときに、この事業が感染症対応の地方創生臨時交付金の対象になるか、今のところ定かではない、ということでしたが、今回この事業を町があげてきた理由をお聞きしたいと思います。

**○8番（中川和子君）** 議長、8番。

**○副議長（服部英二夫君）** 8番議席、中川和子君。

**○8番（中川和子君）**

質疑の仕方を変えますが、国は地方創生臨時交付金の対象になるというところでみますと、例えばうちの場合は、4月から下水道料金の改定もあったわけですね。その延期という事業も考えられたと思うんですが、あえてというか、水道事業無償化を地方創生臨時交付金の対象にならないかっていうところであげてきた理由を教えてください。

うことです。

**○建設課長（内山幸治君）** 議長。

**○副議長（服部英二夫君）** 内山建設課長。

**○建設課長（内山幸治君）**

まず、そもそも臨時交付金については、まだどの事業が対象になるかというのはまだ明確になっていないというのが、全員協議会でご説明させていただいたかと思います。これが上水道だけでなく、下水道も同じ状況だと思っております。ですので、当然議案をあげる時においては、予算を組むときにおいては、もしかして水道においても臨時交付金の対象になるかもしれない、ということであげさせていただいております。一方、上水道でなくて下水道は改定するけど、何故下水道ではないんだというお話だったと思うんですけど、本当は水道事業会計の方で説明しなきゃいけないのかわからないですが、先ず水道と下水道の違いなんですけど、水道利用者と下水道利用者において、水道利用者はほとんどの方がひじょうに幅広く利用されていると、下水道だけっていう方は下水道をご利用されていないって方もおみえになります。ですので、今回補正予算に挙げた理由としては、水道基本料金利用者っていうのは、幅広く支援できるっていうことで、水道の方の基本料金を設定したということでございます。

説明は以上になります。

**○8番（中川和子君）** 議長、8番。

**○副議長（服部英二夫君）** 8番議席、中川和子君。

**○8番（中川和子君）**

10ページの特別定額給付金のところですが、全協で説明していただいた、給付の申請書類もを見せていただいたんですが、申請のところ給付金を希望する・辞退するというチェック項目があるんですが、例えば桑名市さんは誤解のないように、この欄を削除したということを伺っているんですが、当町でも既に作ってあると思うんですが、このようなことはされようとは思わなかったんでしょうか。

それから12ページの子育て世代への臨時交付金ですが、これはこの前全協でいただいた資料の中に、申請書に拒否届出書というのが入っているということだったんですけども、拒否届ということはある程度想定していらっしゃるんでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君）

まず、特別定額給付金の申請書に対しては、たしかに辞退するかどうかという欄があります。こちらの欄につきましては、国から示された様式を基に協議もした上で、このような形で、国の申請書に準じた形での申請書を作成して、皆さんにお届けをするということで、その記入に関しては届いた方たちの判断に、とは思いますが、国に準じた形の様式ということでご理解いただきたいと思ひます。

また、児童手当の方につきましては、拒否の届出書につきましては、今回児童手当について、申請が不要というふうになっておりますので、申請が要らない分、今回この拒否の届出書を案内チラシと併せて送って、2週間という期限の間でこの拒否の届出書を受け取るんですけども、今回これも国から示された手続きの流れに基づいた形での手続きを木曾岬町としても行うということですので、実際に拒否の届出があるかどうかは分からないんですが、示された形での手続きの流れを採用して、木曾岬町としてもこのような届出の方も郵送させていただく、ということでご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（服部英二夫君）

他にご質疑ございませんか。

[暫くして]

○副議長（服部英二夫君）

ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認め、質疑を終結します。

○副議長（服部英二夫君）

次に、議案第29号について、ご質疑があります方は、ご発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○副議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

**○8番（中川和子君）**

今回特別調整交付金100万円の補正があがっているわけですが、暫定予算であるということでしたが、この100万円の算定根拠と、それから全協で説明していただいた今後の対応のところですが、住民課で電話で事前相談を受けたあとに、来庁にて申請受付になっているんですが、この場合、来庁でなければどうしてもダメなのか。来庁の場合、代理人でもよいのか。そこのところはどうなっているのでしょうか。

**○住民課長（伊藤正典君）** 議長。

**○副議長（服部英二夫君）** 伊藤住民課長。

**○住民課長（伊藤正典君）**

まず、1つめの算定の内容でございますが、あくまで暫定だったんであれなんですけど、今回対象になるのが、被用者ということになっております。それで、国保の中でどれだけの人が給料をもらっているのか、というところまで調べきれませんでした。所得がある方ということであれば、確認は可能であったんですが、給料があるかないかというのは、把握ができませんでしたので、暫定という形になっております。暫定の根拠を1人1万円日給とすれば1万円の3分の2ということで、6667円になります。これを10人の15日という形で、暫定で100万円をおかさせていただいております。

2点めの、電話のあと来庁でということですが、郵送でも特に問題ないということで判断しております。申請書自体は世帯主が書くものと、被用者が書くもの、事業主が書くもの、場合によっては医療機関が書くもの、この4点が必須の申請書となります。

以上でございます。

**○副議長（服部英二夫君）**

他にご質疑ございませんか。

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認め、質疑を終結します。

**○副議長（服部英二夫君）**

次に、議案第30号について、ご質疑があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認め、質疑を終結します。

これより、「討論」に入ります。

討論は、一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（服部英二夫君）**

「異議なし」と認め、一括討論とします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[暫くして]

**○副議長（服部英二夫君）**

他に討論者はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（服部英二夫君）**

「討論者なし」と認め、討論を終結します。

これより、上程しております議案の採決に入ります。

それでは、議案第27号を採決します。

日程第6 議案第27号「木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者 起立]

**○副議長（服部英二夫君）**

ありがとうございます。

起立、全員です。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第28号を採決します。

日程第7 議案第28号「令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）」

について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

**○副議長（服部英二夫君）**

ありがとうございます。

起立、全員です。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第29号を採決します。

日程第8 議案第29号「令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

**○副議長（服部英二夫君）**

ありがとうございます。

起立、全員です。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第30号を採決します。

日程第9 議案第30号「令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

**○副議長（服部英二夫君）**

ありがとうございます。

起立、全員です。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、令和2年第2回木曾岬町議会臨時会を閉会といたします。

議員の皆様には、慎重に議案審議をいただき、円滑な議事進行、議会運営にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、加藤町長をはじめとする執行部の方々におかれましても、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

**閉会 午前10時40分**